

## 石狩市地域密着型サービス事業所・居宅介護支援事業所指定更新申請について

### 1. 指定更新制度について

平成18年4月施行の介護保険法の改正により、サービスの質の確保・向上を目的とした指定の更新制度が導入され、介護サービス事業者は、6年ごとに指定の更新を受けなければ、有効期間満了により指定の効力を失うことになり、介護報酬の請求をすることができなくなります。

指定の更新を受けるためには、指定更新申請をしていただく必要がありますが、人員・設備・運営などの指定基準を満たしていない場合や、申請法人やその役員等が過去に指定取消処分を受けた場合など、法律上の欠格事由に該当するときは、指定更新（許可）を受けることができません。

### 2. 指定の有効期間について

指定日から6年となります。

### 3. 指定更新における欠格事由について

事業所において、人員欠如など指定基準が満たされていない場合や、申請者（事業者）、法人役員、管理者等について、次に該当する場合は指定更新を受けることはできません。

- ① 禁錮以上の刑を受けて、その執行を終わるまでの者
- ② 介護保険法その他保健医療福祉に関する法律により罰金刑を受けて、その執行を終わるまでの者
- ③ 指定の取消から5年を経過しない者
- ④ 指定の取消処分の通知日から処分の日等までの間に事業廃止の届出を行い、その届出日から5年を経過しない者
- ⑤ 5年以内に介護保険サービスに関し、不正又は著しく不当な行為をした者

### 4. 指定更新手続きを有効期間内に行わなかった事業所について

指定の有効期限経過後に提出された指定更新申請書は受理できません。

当然、現指定は失効となりますので、確実に手続きが行われるよう十分にご注意ください。

### 5. 指定更新の手続きについて

#### (1) 指定更新申請の通知書

市より指定有効期間満了日の概ね2ヶ月前に、通知書を送付します。

#### (2) 更新申請の期限

指定有効期間満了日の1ヵ月前を受付最終日とします。

(3) 必要な提出書類

- 申請書及び関係書類は、「別表1 添付書類一覧（指定申請・指定更新申請）」を確認のうえ、「指定更新申請書」、「付表」、「別添」、「添付書類」の順に一括して提出してください。
- 指定更新に必要な様式等については、石狩市ホームページよりダウンロードしてご利用ください。

(4) 提出部数

1部（事業所で副本をご用意ください。）

(5) 提出方法

郵送または持参

(6) 提出先

〒061-3216

石狩市花川北6条1丁目41番地1

石狩市福祉部高齢者支援課介護・高齢担当

TEL (0133) 72-7014

(7) 指定更新を行わない場合

「廃止・休止届出書」（別紙様式第二号（三））を提出してください。

(8) 指定更新申請書の提出後の変更

申請後から変更事由が生じた場合「変更届出書」（別紙様式第二号（四））に必要な書類を添付して提出してください。

## 6. 指定更新審査

申請書受付後、書類審査や人員基準等を満たしているかの確認を行うため、一定の時間を要することになります。

## 7. 審査結果の通知

審査の結果、指定更新に必要な要件を満たすと認められる場合、指定（許可）の有効期間満了日までに通知書を送付します。